

第5章 整備基本計画

第1節 全体整備方針

計画対象範囲とする史跡指定地(27.7ha：令和3年3月31日現在)および優先的な追加指定を目指す大手道は、約30haと広域に及ぶことから、遺跡の保存だけでなく、活用していく上でも数多くの課題を抱えている。これらの課題を解消していくためには、今後長い時間をかけて対応していくものとするが、令和3年度から着手する本格的な保存・活用整備を始める上で、効率的かつ効果的な整備事業とするためにも、優先的に実施していく内容を定めておく。

具体的には第4章にて掲げた基本理念を具現化するための基本方針を基に、本計画の実施期間としている令和3～12(2021～2030)年度までの10年間における重点事業項目を設けることとする。

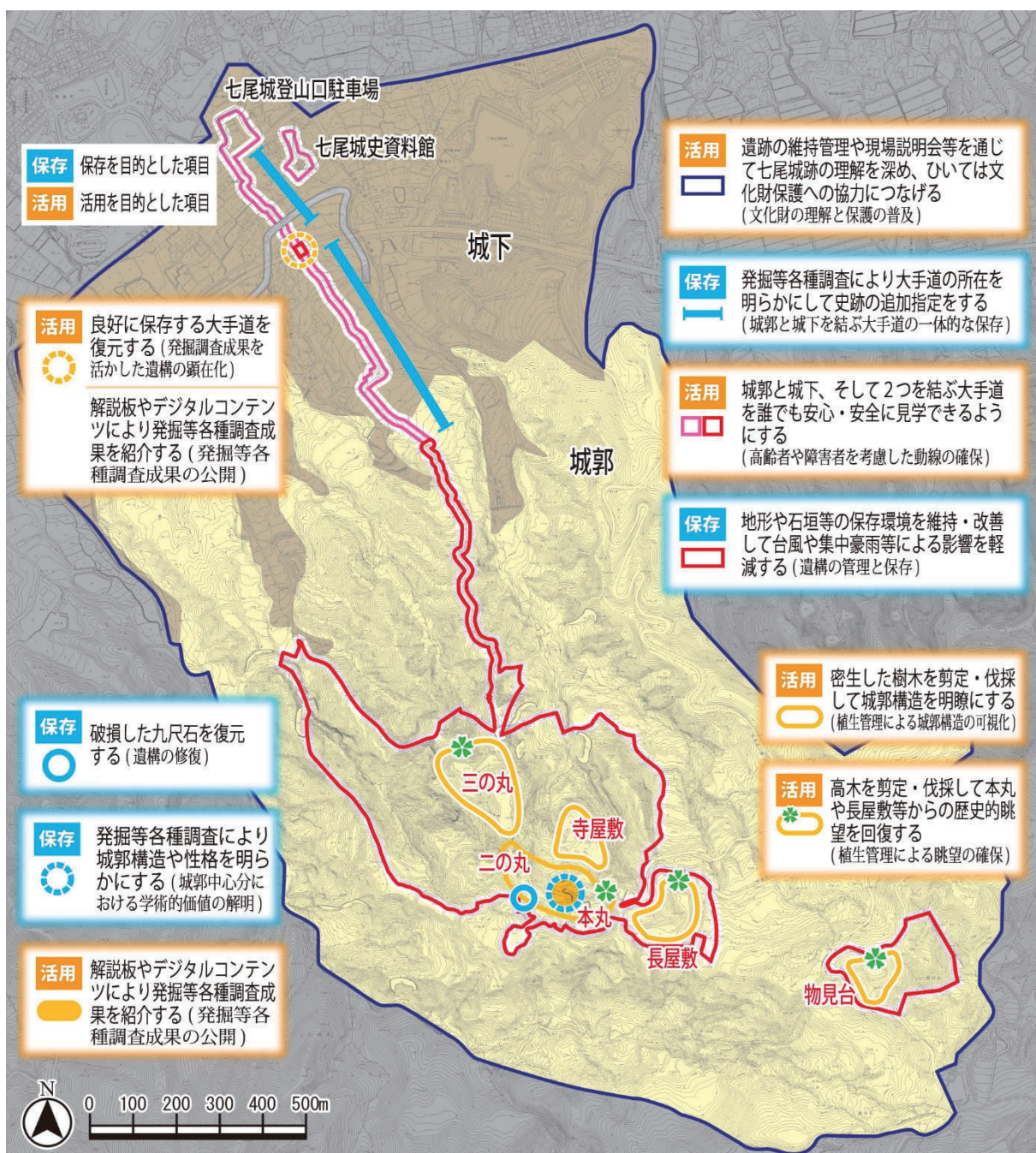


図 5-1 重要事業箇所図

第2節 地区区分

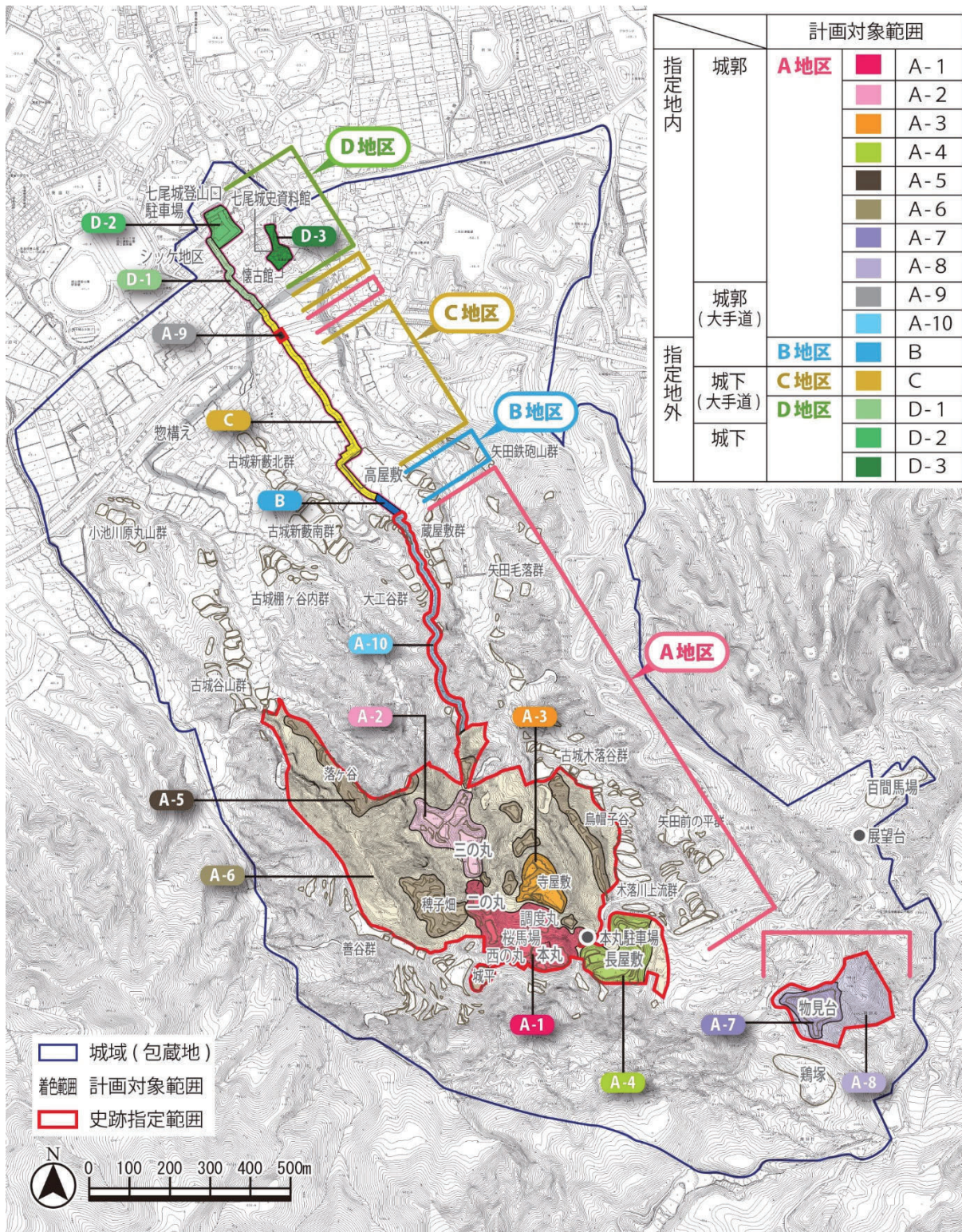
遺構の分布や遺存状況、法規制、土地所有等、場所毎の特性に応じた整備を行うためにも、計画対象範囲を地区区分する。

表 5-1 地区区分と地区別概要

| | | 地 区 | 概 要 |
|------|----|---------------|--|
| 指定地内 | 城郭 | A-1 本丸・二の丸 | 城郭の中心となる本丸および桜馬場、西の丸、二の丸、調度丸を含む範囲とする。本丸からの眺望に優れ、城郭中心部の近くまで車で上がれることから行楽シーズンは多くの来訪者で賑わう。曲輪南側の一段高い位置に城山神社がある。本丸駐車場を除いて市有地であることから遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、実態解明の発掘調査を令和2年度からようやく開始した段階にある。石垣調査により多様な石垣が集中して遺存していることや本丸北側石垣などの修理履歴が確認された。この他に本丸部分の外枡形虎口、遊佐屋敷から調度丸へ直線的に伸びる石塁、巨石を用いた虎口(九尺石)など様々な遺構が残る。地区の大半が植林されたスギやヒノキから構成され、一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | | A-2 三の丸 | 三の丸を中心として沓掛や袴腰、安寧寺を含む範囲とし、二の丸とは大堀切によって区切られている。民有地であるが土地所有者の理解と協力のもと見学路が整備され、三の丸の遺構を見学することができる。曲輪縁辺部には石塁や土塁が連続して遺存する。三の丸の大半が広葉樹林で構成されている。地区の一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | | A-3 寺屋敷 | 調度丸の北側にある大小幾つかの曲輪が密集する範囲とする。本丸との比高が約50mあるものの、これまでの植生管理(伐採や梢落とし)により見通しが比較的きく。石垣調査により小規模な石垣が点在していることが確認された。全域が市有地であることから、遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、曲輪の実態解明が進んでいない。地区の北から東側にかけてモウソウチクが生育し、その他は植林されたスギやヒノキで構成される。全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから樹木の取扱いに関しての制限がある。 |
| | | A-4 長屋敷 | 本丸の東側に位置し、東西が大堀切によって分断された範囲とし、標高は本丸より数m高い。県道城山線沿いに便所があり、本丸駐車場からも一番近い位置にある。全域が民有地であることから、山道があるものの見学路としての整備はもちろん草刈り等の管理も行われていない。発掘調査や整備を行うためには、土地所有者の理解と協力が必要となる。地区の大半が植林されたスギやヒノキから構成され、一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |

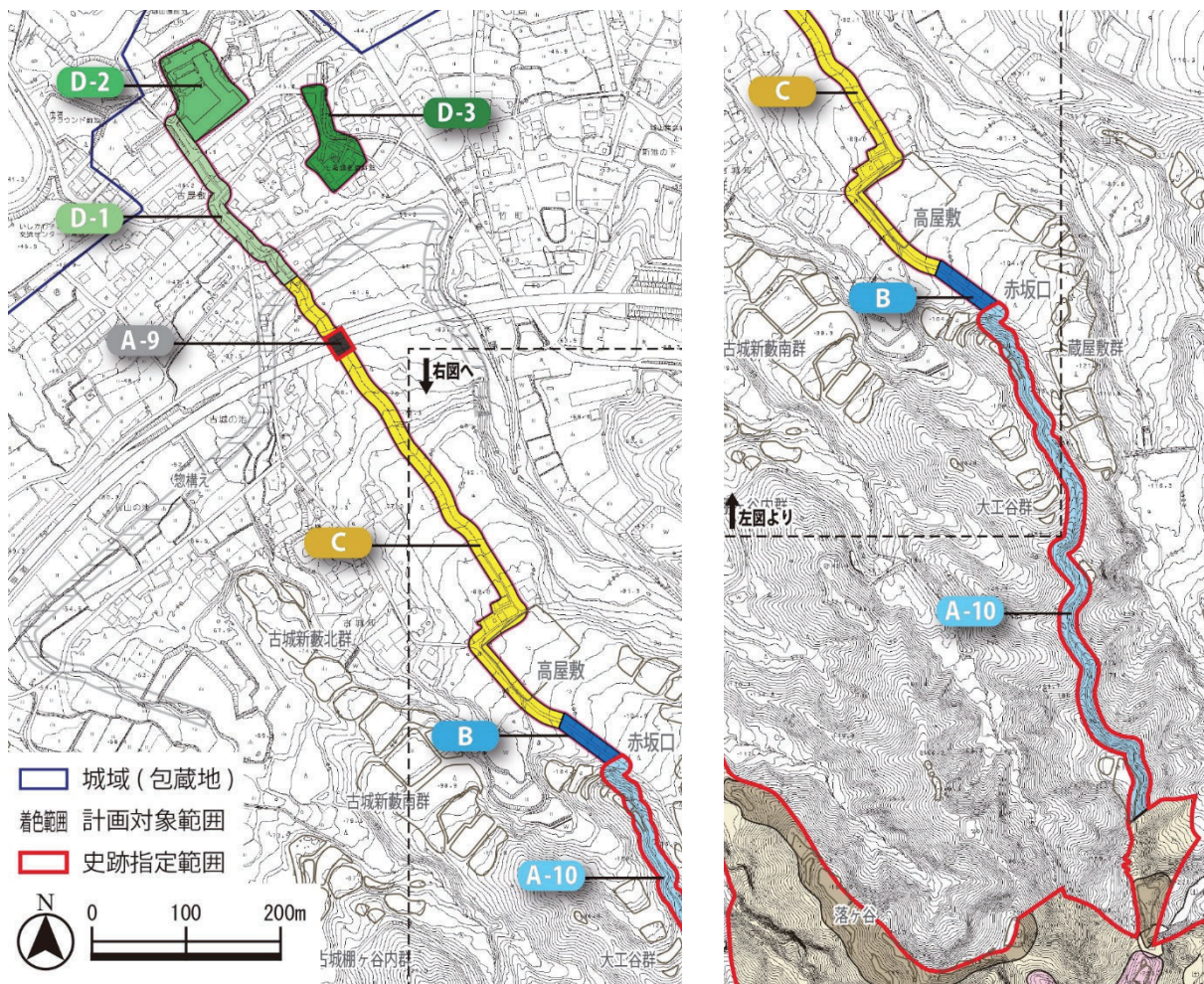
| | | | |
|------|----|----------------------|--|
| 指定地内 | 城郭 | A-5 中心部縁辺の 曲輪群 | 4つの曲輪群(東から烏帽子谷群、城平群、稗子畑群、落ヶ谷群)を含む範囲とする。大手道から離れ、見学路がないことから来訪者が訪れることもなく、巡回や草刈り等の管理は行われていない。大半は民有地で一部が市有地と国有地からなり、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区の大半が広葉樹林で構成され、一部が水源涵養保安林、ほぼ全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | | A-6 中心部縁辺の 斜面 | 城郭中心部の斜面部分の範囲とする。大手道の一部と曲輪群(番所)、石垣などの遺構をわずかに含むが大半は自然地形である。それでも七尾城は地形を巧みに利用した天然の要害でもあることから、地形自体が城郭の重要な構成要素である。地区の大半は民有地で一部が国有地であることから、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区北側が広葉樹林、南側が植林されたスギやヒノキで構成され、ほぼ全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | | A-7 物見台 | 城郭中心部の東端に位置し、史跡に追加指定(平成31年2月)された範囲の曲輪および周囲に遺存する畝状空堀群を含む範囲とする。城郭中心部で最も高い長屋敷よりもさらに約60m高い。全域が民有地であるが、高所で眺望がきくことから遊歩道やベンチを整備して、かつては展望所として活用していた。北側の百間馬場と合わせて、戦略上重要な地点であったが、現在は雑木・下草が繁茂して曲輪や畝状空堀群が埋没している。発掘調査や再整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区全体が広葉樹林で構成され、大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | | A-8 曲輪外・斜面 | 史跡に追加指定(平成31年2月)された範囲からA-7地区を除いた斜面部分とする。全域が民有地であることから、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区全域が広葉樹林で構成され、大半が水源涵養保安林に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |
| | 城下 | A-9 大手道 | 史跡に追加指定(平成31年2月)された大手道の内、能越自動車道路の敷地内(高架下)に位置する範囲とする。能越自動車道路の建設にともない発掘調査が行われ、路面や側溝(水路遺構)といった大手道の遺構が良好に遺存していることが確認された。遺構の遺存状況に問題はないが、能越自動車道路の高架下という立地条件であることから、かつての大手道であったことを連想させる状況にない。地区の全長は31mで北に向かって緩やかに傾斜している。全域が国有地であり、発掘調査成果を活かした遺構の保存整備を行うには、国(国土交通省)の理解と協力が必要となる。 |
| | 城郭 | A-10 大手道 | 史跡に追加指定(平成31年2月)された大手道の内、通称赤坂口から既指定地の城郭中心部とひと続きとなる範囲とする。古くから山上へ登るルートとして利用され、古絵図からも登城道である蓋然性が高い。全域が市有地であることから、遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、未調査区間であり道路遺構の実態解明が進んでいない。地区の延長は約760mで比高が約120mある。南(城郭)側半分が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。 |

| | | | |
|------|----|------------------------|--|
| 指定地外 | 城郭 | B 大手道 | 史跡指定外の城郭部分における大手道の範囲とする。地区全体が市有地で延長は78mある。高屋敷跡から史跡指定地の赤坂口までは路面がアスファルト舗装されている。 |
| | 城下 | C D-1 大手道 | 発掘や絵図等の調査研究から大手道に推定している範囲とする。指定地であるA-9を挟んで北と南の2つに分かれる。現在は追加指定・活用整備に向けて、計画的な発掘等各種調査が行われている。 <北側：D-1> 道路遺構が発掘調査により初めて確認されたシッケ地区遺跡からA-9地区までの範囲。地区全体が市有地で延長は約290mあり、途中で惣構えを縦断する。古屋敷町や古城町の生活道路となっている市道部分と重なる区間もあり、路面の一部はアスファルトで舗装されている。 <南側：C> A-9地区からB地区(城郭)までの大手道と高屋敷北側の七尾市有地を含む範囲とし、惣構えの内側(城戸内)に位置する。地区全体が市有地で延長は約590m、比高が約34mある。高屋敷跡で道がクランクし、そこからA-10地区入口の赤坂口までは、路面がアスファルトで舗装され車両の通行が可能である。 |
| | | D-2 七尾城登山口 駐車場 | 市道矢田郷81号線沿いにある旧城山園(社会福祉施設)跡地を範囲とする。史跡七尾城跡の散策だけでなく城山野球場や陸上競技場等の利用者、地域行事に向けた駐車場やイベント会場、史跡七尾城跡のガイダンス機能を有する便所や市内巡回バス停留所等の整備を計画している。 |
| | | D-3 七尾城史資料館 ・懐古館 | 七尾城史資料館(昭和38年<1963>開館)および懐古館、駐車場部分を範囲とする。城史資料館は畠山氏にまつわる武具や美術品、出土遺物等が展示され、本史跡の理解を深めるために必要な機能を有している。城下における見学路の起点となっているが、駐車場の台数が不足しているだけでなく、建物の老朽化や耐震対策といった大きな問題を抱えている。 |



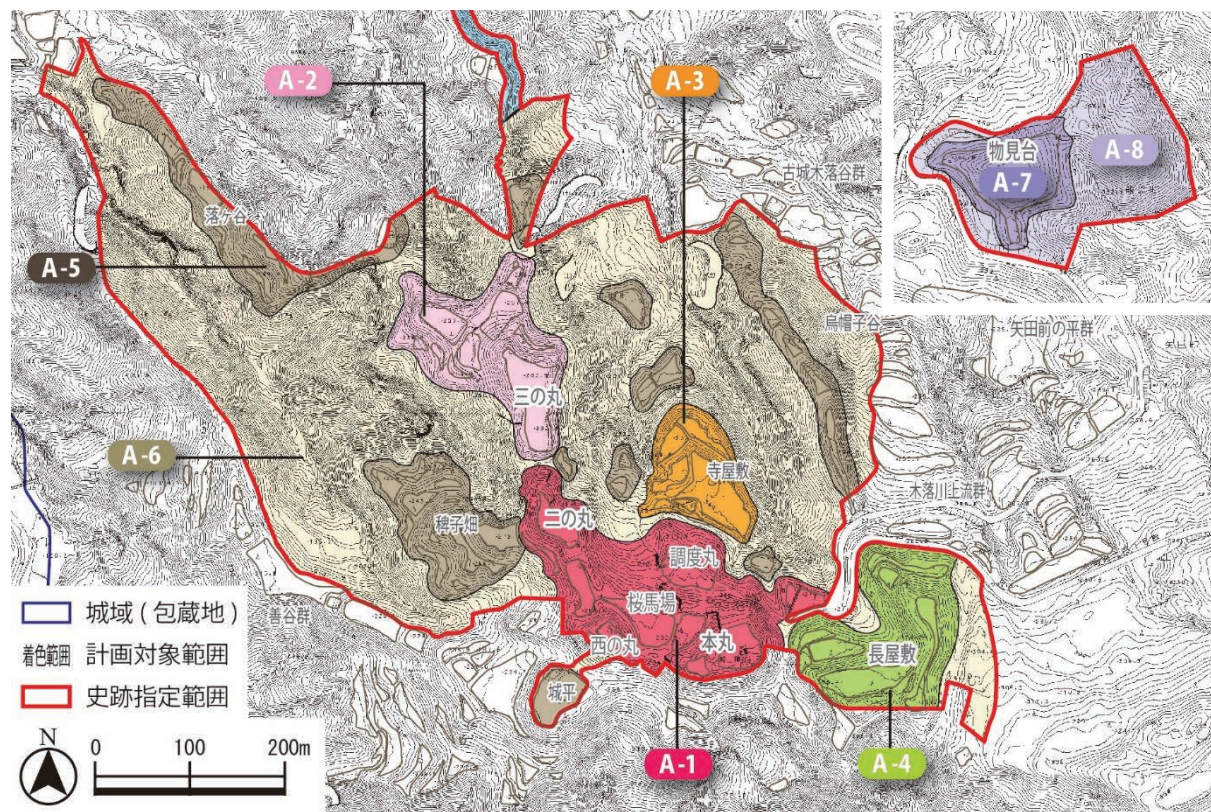
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-2 地区区分図



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-3 地区区分図－拡大：A-9・10、B、C、D-1～3



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-4 地区区分図－拡大：A-1～8

第3節 地区別整備方針

各地区の特性から重要事業項目を中心とした整備方針を設定し、優先的に実施していく主な整備内容を以下に示す。なお、未指定地においては、整備に先立ち史跡の追加指定や公有化を目指す。

表 5-2 地区別整備方針・主な整備内容(A-1地区)

| | 地区 | 整備方針・主な整備内容 |
|------|-------------------------|---|
| 指定地内 | 城郭 A-1 本丸・ 二の丸 | <p>◆遺構の復旧や防災対策といった保存を目的とした整備を優先する中で、計画的な発掘等各種調査により本史跡の学術的価値を明らかにしていく。さらに埋没した本史跡の本質的価値を構成する諸要素の顕在化や来訪者の利便性向上など活用を目的とした整備も着実にやっていく。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の本質的価値を構成する曲輪の配置や構造、石垣、堀切等の学術的価値を明らかにするため、発掘等各種調査を計画的に行っていく。 ・城郭構造や機能、性格等の顕在化を目指し、本丸および桜馬場で虎口が想定される箇所の発掘調査を行い、遺構の遺存状況や構造を明らかにする。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。 ・石垣調査に基づき、九尺石や本丸北側斜面石垣等の危険度の高い石垣から順次復旧を行う。 ・斜面崩壊箇所は、現代工法の採用を視野に入れて復旧方法を検討し、崩落範囲が拡大する前に復旧する。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 1. 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。曲輪間の見透しをきかせ、周辺地区を含めた曲輪の配置や構造、比高が理解できるようにする。規模や方法は本丸から能登半島をはじめとした周囲や城内を見渡す景観の回復を考慮したものとする。 ※地区の大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点を幾つか設定して見透しや眺望確保の範囲を限定する。 ・本丸や桜馬場において発掘調査成果を反映した虎口や門、塀等の表示等の整備を検討する。また、将来整備として建物等の復元を目指す。 ・調度丸の発掘調査成果はVRによる説明を検討する。 ・大手道と見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新や石段の据え直し、路面の舗装を行う。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・各種サインやベンチは、老朽化したもの、表示内容の変更・修正等が必要なものから順次更新していく。 ・転落防止柵は既存施設の更新だけでなく、新設も視野に入れ来訪者の安心・安全を守る。 ・本丸駐車場の容量不足を解消するため、既存施設を維持するとともに別箇所にて駐車スペースの確保に努める。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理を実施していく上において、地区内に管理用通路の設置を検討する。 ・本丸駐車場に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。 |
|--|---|

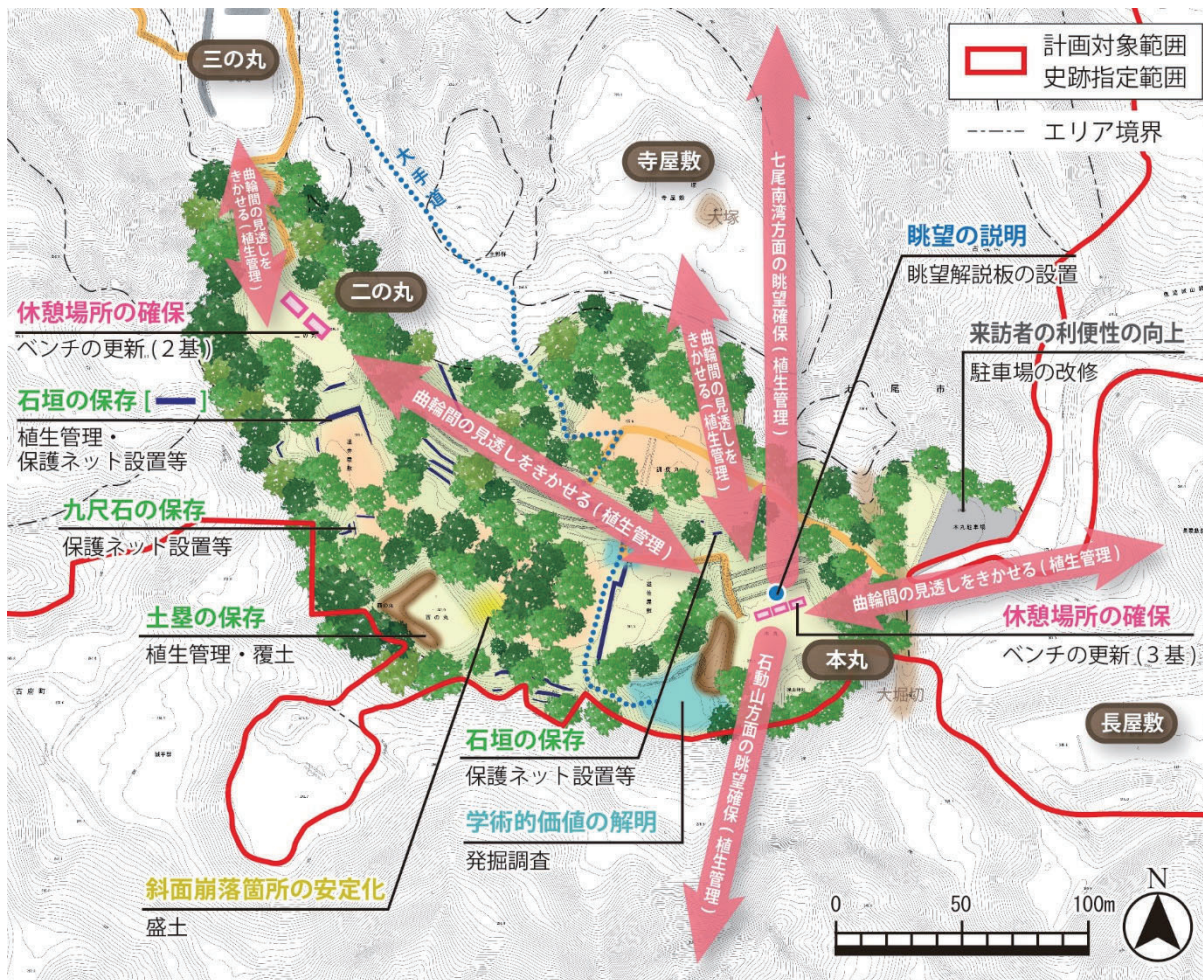


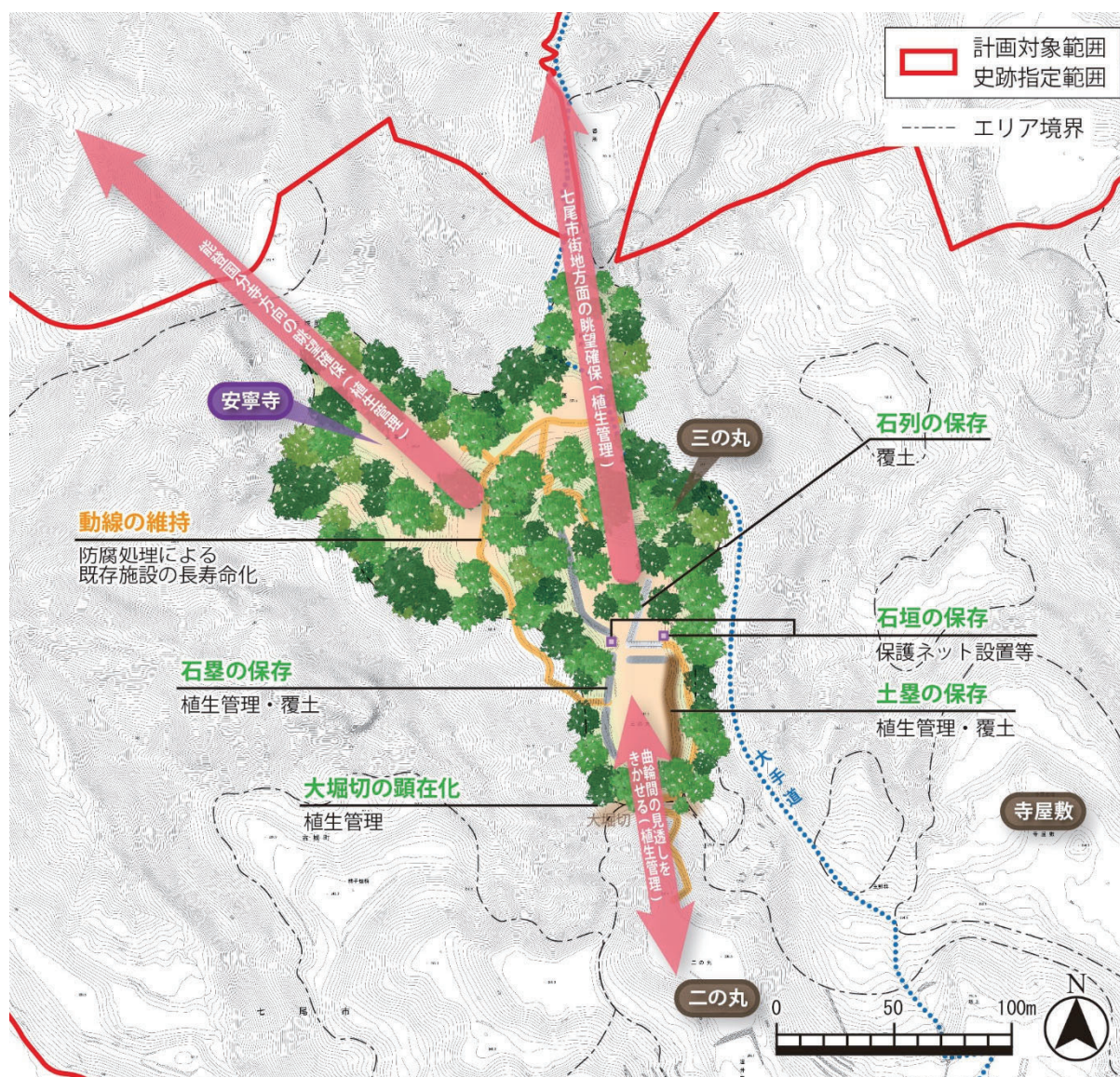
図 5-5 整備概念図(A-1地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-3 地区別整備方針・主な整備内容(A-2地区)

| 地区 | | 整備方針・主な整備内容 |
|------|------------|--|
| 指定地内 | 城郭 | |
| | A-2 三の丸 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て遺構の復旧を行うとともに、植生管理による景観回復や隣接する本丸・二の丸地区との一体化を図る。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁や石塁、石列の復旧に先立ち発掘調査を行い、遺構の遺存状況や構造を明らかにする。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。これは遺構(大堀切)の顕在化にも通じる。 ・土塁および石塁上の樹木伐採に合わせて、土砂流出範囲の保存修理を検討する。 ・石列は当面の保存措置として覆土により現状保存を図る。 |

| | | | |
|------|----|------------|---|
| 指定地内 | 城郭 | A-2 三の丸 | <p>＜活用を目的とした整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 1. 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 2. 形姿不良や生育不良の樹木、枯木等は伐採や剪定して景観を回復する。 3. 斜面の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。二の丸との見透しをきかせ、本丸から連続する曲輪の配置や大堀切、比高が理解できるようにする。また、七尾市街地や能登国分寺跡をはじめとした邑知地溝帯方面や城内への眺望を確保する。 ※地区の南側が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、視点場を幾つか設定して見透しや眺望確保の範囲を限定する。 ・ 見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新を行い来訪者の安全確保に努める。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・ 各種サインやベンチは、老朽化したもの、表示内容の変更・修正等が必要なものから順次更新していく。 |
|------|----|------------|---|



(ベース：測量図※数値地形図)

図 5-6 整備概念図(A-2地区)

表 5-4 地区別整備方針・主な整備内容(A-3地区)

| | 地区 | 整備方針・主な整備内容 |
|------|------------------|---|
| 指定地内 | 城郭 A-3 寺屋敷 | <p>◆遺構の復旧や防災対策を行うとともに、植生管理による本地区の特徴を示す通称大塚などの顕在化や近接する本丸・二の丸地区との一体化を図る。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼしている樹木およびモウソウチクは、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。 ・斜面地に生育する竹林は斜面崩壊をまねく恐れがあることから、専門家の指導の下、斜面安定化措置や広葉樹林への誘導等を検討する。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 1. 曲輪内と周辺のモウソウチクを全て伐採、樹木は間伐して範囲を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。調度丸やその先の本丸までの見透しをきかせ、本丸から連続する曲輪や大塚の配置や比高が理解できるようにする。 <p>※地区の全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点場を設定して見透し確保の範囲を限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は大手道から続く山道をバリアフリー化も視野に入れながら見学路として整備する。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 |

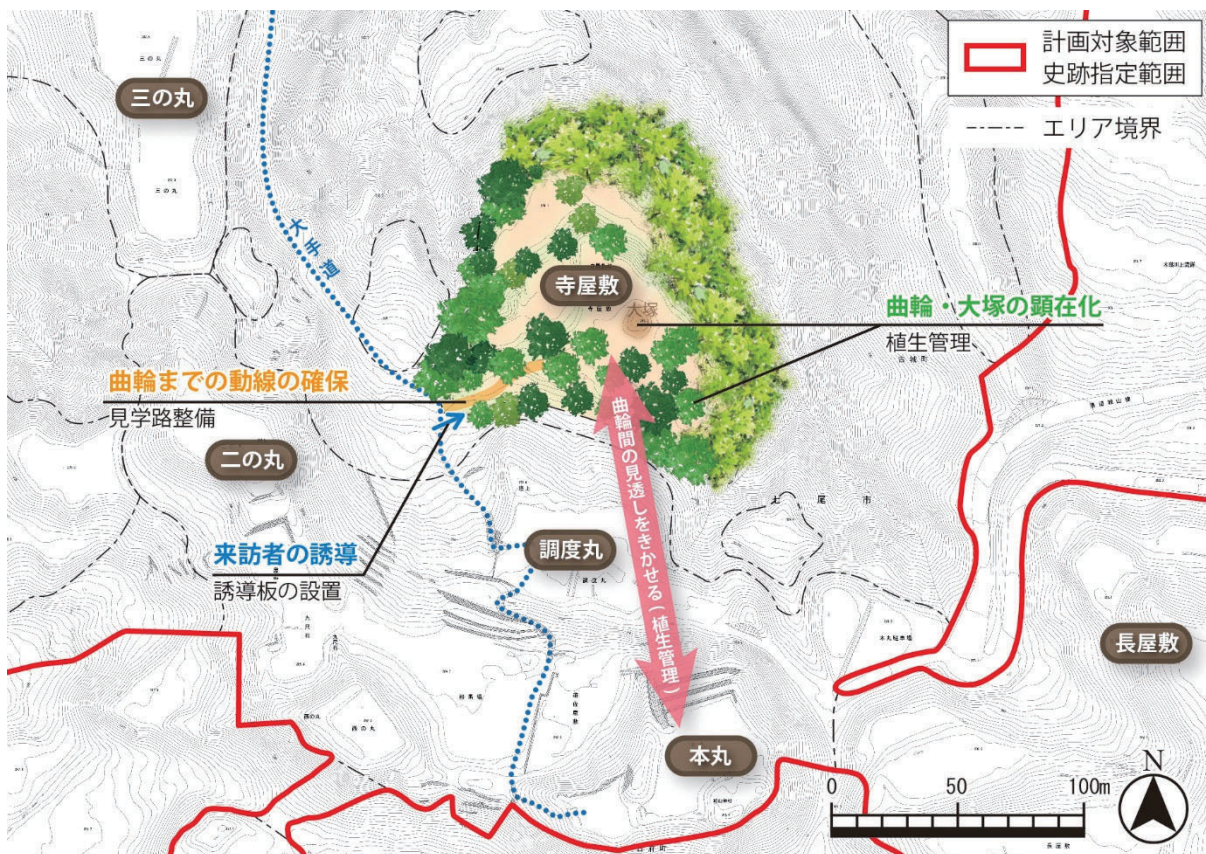


図 5-7 整備概念図(A-3地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-5 地区別整備方針・主な整備内容(A-4地区)

| | 地区 | 整備方針・主な整備内容 |
|------------|------------|---|
| 指定地内 城郭 | A-4 長屋敷 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て遺構の復旧を行うとともに、埋没した本史跡の本質的価値を構成する諸要素の顕在化や動線整備による地区の公開を目指す。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。これは遺構(大堀切)の顕在化にも通じる。 ・土塁上の樹木伐採に合わせて、土砂流出範囲の保存修理を検討する。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 1. 曲輪および大堀切、塁線土塁などの特徴的遺構の直上に生育する樹木を伐採(間伐)して範囲や構造を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。本丸などの主要な曲輪に向けて見透しをきかせ、周辺地区を含めた曲輪の配置や構造、比高が理解できるようにする。規模や方法は能登半島をはじめとした周囲を見渡す景観の回復を考慮したものとする。 <p>※地区の全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点を設定して見透し確保の範囲を限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は部分的に残っている山道を見学路として整備する。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・見学路に沿って各種サインやベンチを設置する。 ・高所からの転落防止措置として柵を設置し、来訪者の安心・安全を守る。 |

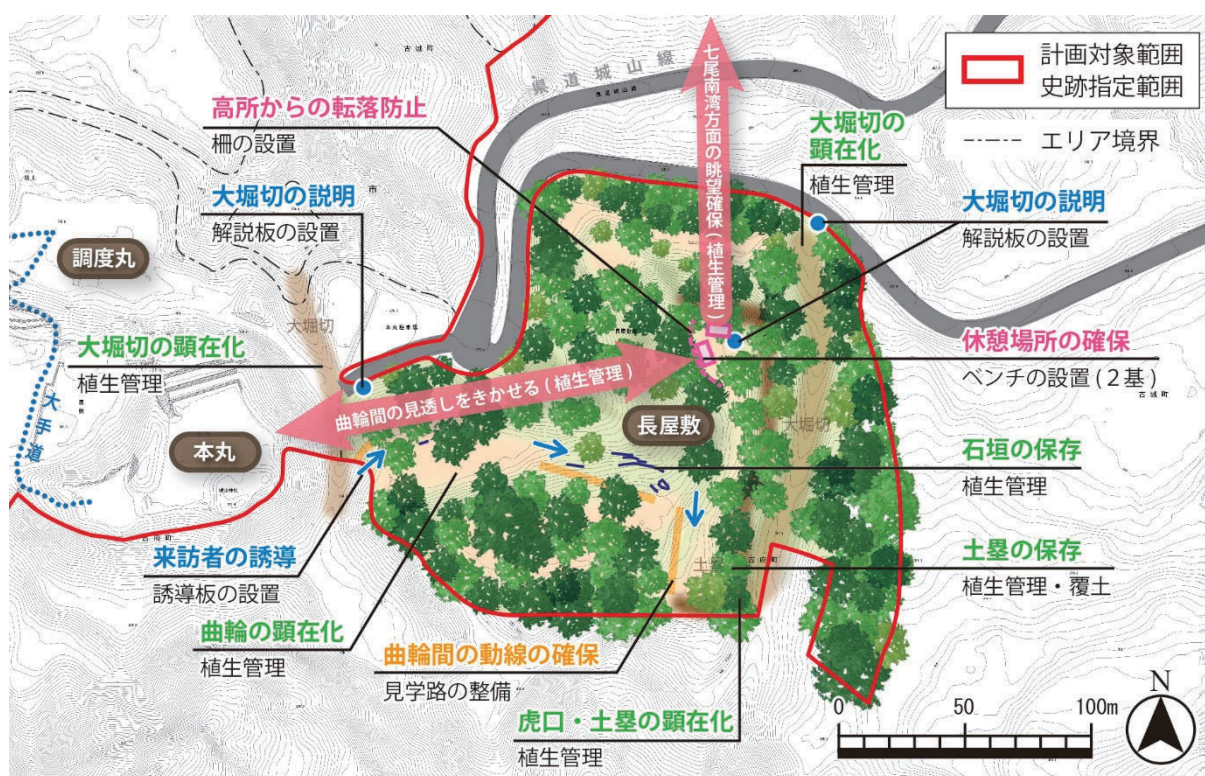
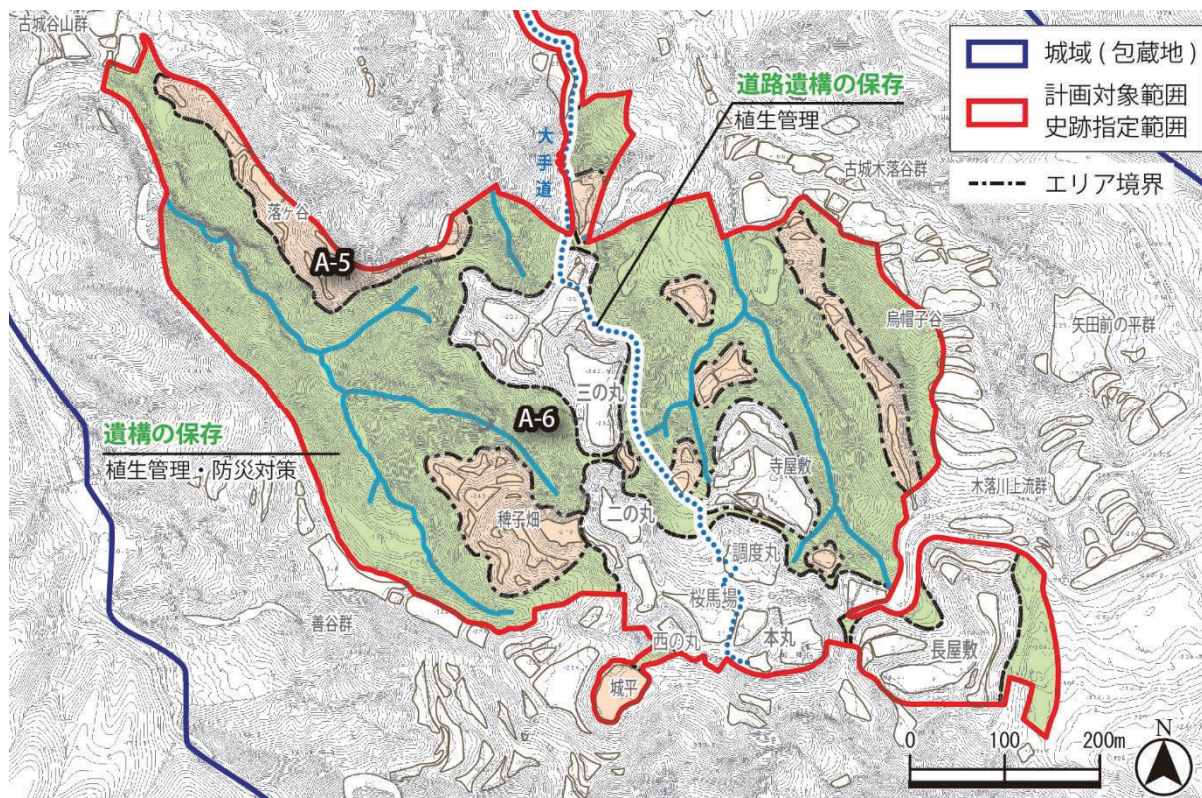


図 5-8 整備概念図(A-4地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-6 地区別整備方針・主な整備内容(A-5・6地区)

| | 地区 | 整備方針・主な整備内容 |
|------|--------------------------------|---|
| 指定地内 | A-5 城郭 中心部 縁辺の 曲輪群 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指す。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。 |
| | A-6 中心部 縁辺の 斜面 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指すとともに、大手道の遺構を表現した整備に向けて発掘等各種調査を行う。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ・将来の整備に向けて大手道の位置と構造、遺存状況を明らかにするための発掘調査を行う。 ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の理解と協力を得て、植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手道と見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新や石段の据え直し、路面の舗装を行う。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 |



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-9 整備概念図(A-5・6地区)

表 5-7 地区別整備方針・主な整備内容(A-7・8地区)

| | 地区 | 整備方針・主な整備内容 |
|------|--------------|--|
| 指定地内 | A-7 物見台 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て遺構の復旧を行うとともに、見学路および曲輪(眺望点)を再整備することで、来訪者を城郭中心部から展望台へ誘導する。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。これは遺構(堀切、畝状空堀群)の顕在化にも通じる。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行い、本丸などの主要な曲輪や能登半島、富山湾に向けての眺望を確保する。 ※地区の大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点場を設定して眺望確保の範囲を限定する。 見学路は、過去に整備されている園路を利用するものとし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた階段や手摺り、誘導板を設置する。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 各種サインやベンチは、老朽化したものから順次更新していく。 |
| | A-8 曲輪外斜面 | <p>◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指す。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。 |

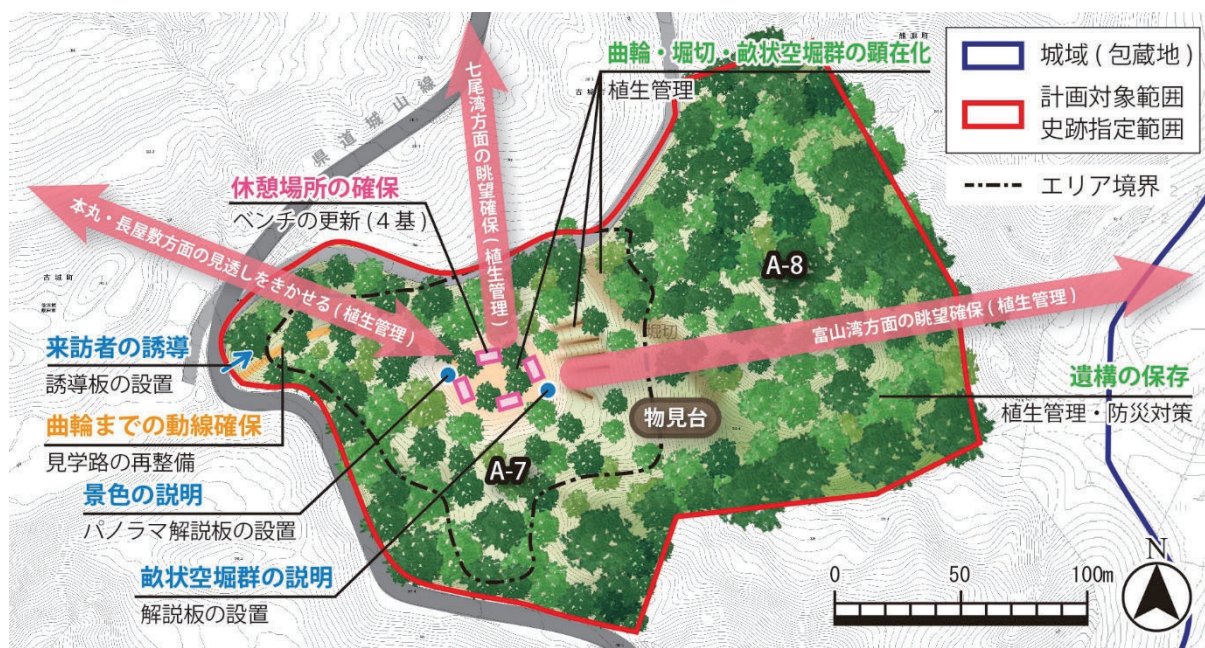
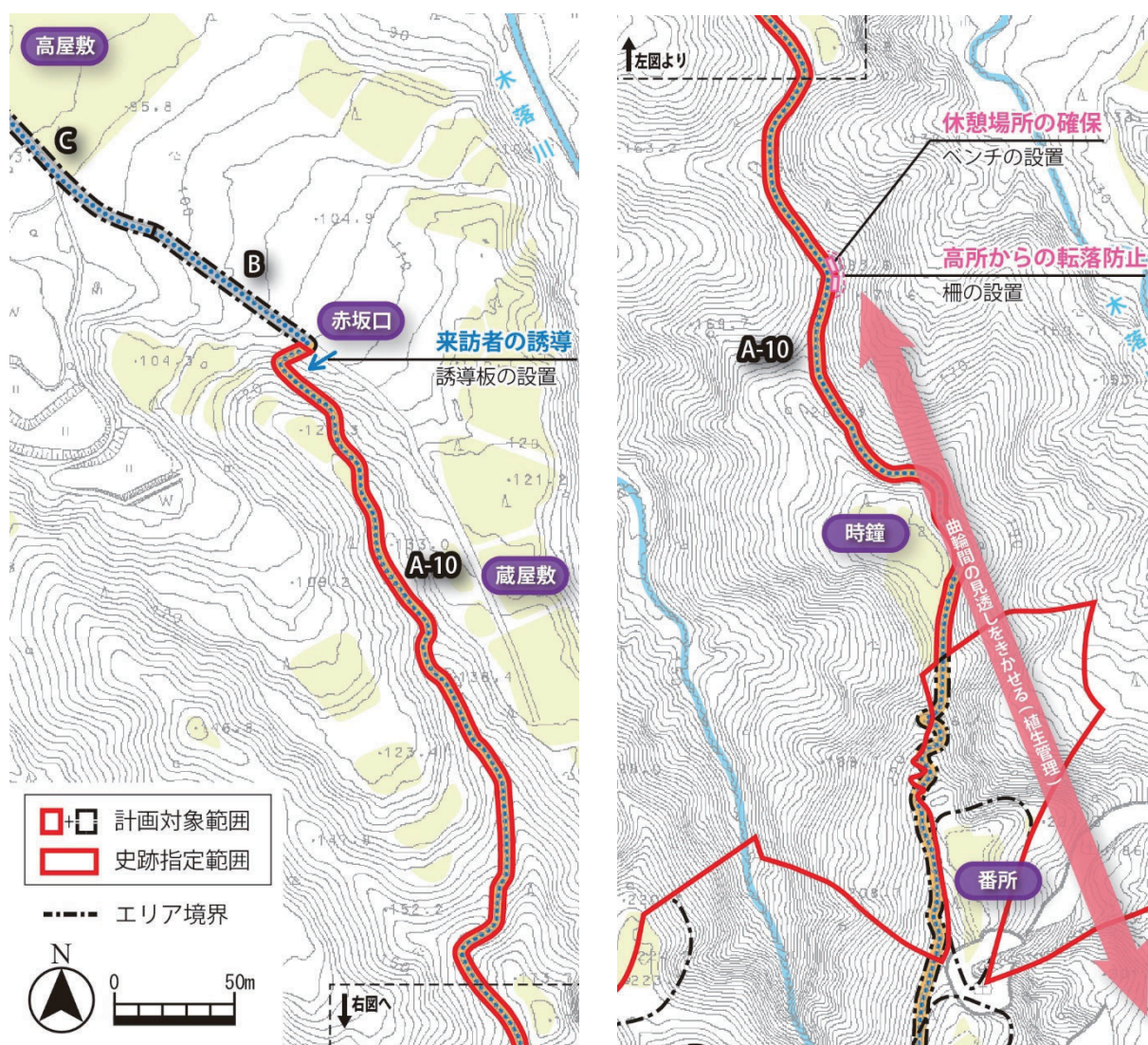


図 5-10 整備概念図(A-7・8地区) (ベース: 測量図×数値地形図)

表 5-8 地区別整備方針・主な整備内容(A-9・10、B、C、D-1～3地区)

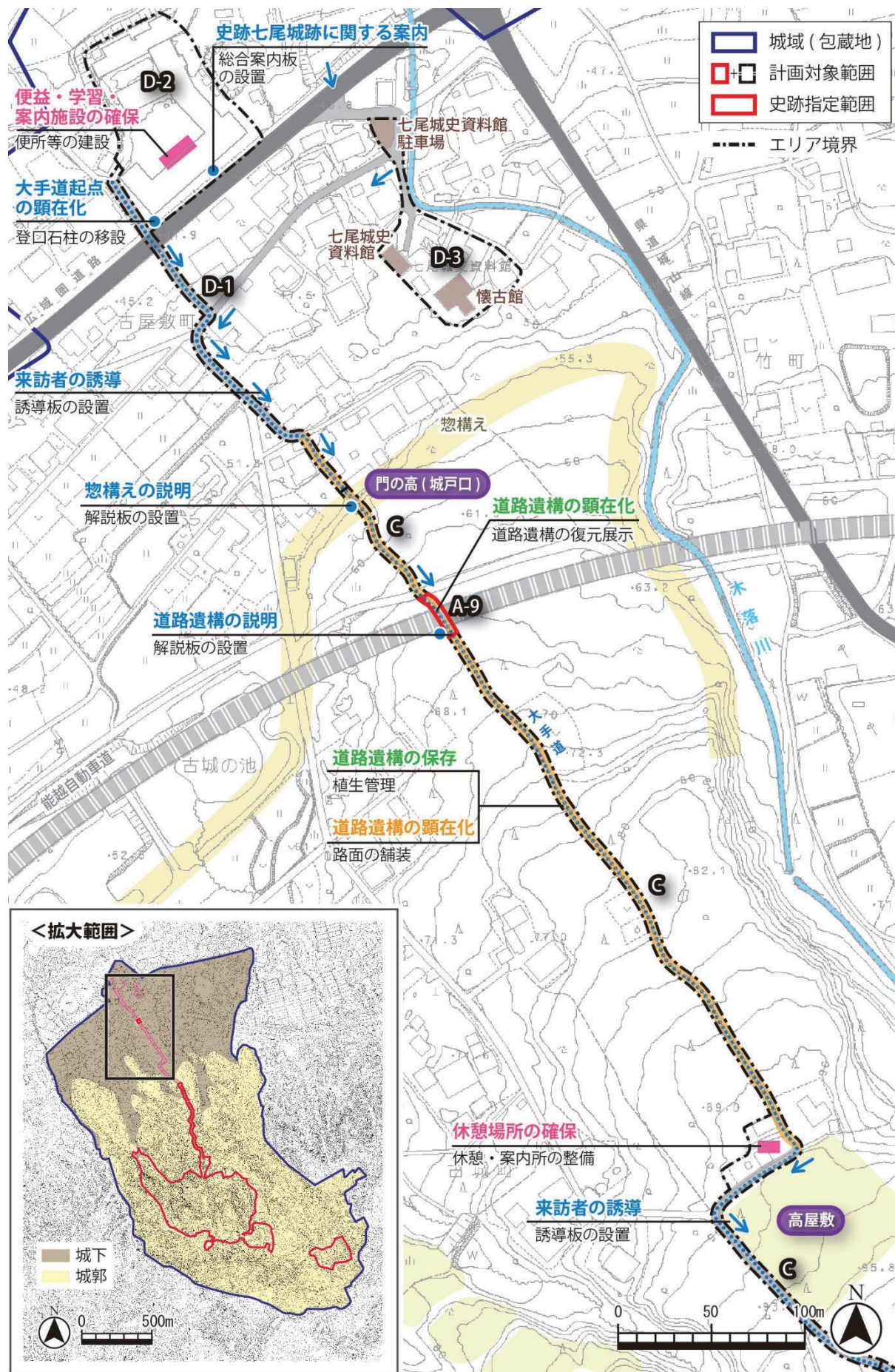
| | 地区 | | 整備方針・主な整備内容 |
|------|----|-----------------|---|
| 指定地内 | 城下 | A-9 大手道 | <p>◆大手道が良好に遺存していることから、発掘調査成果を最大限活かした整備手法により、大手道の顕在化を図る。</p> <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架下で雨水が直接降らない敷地条件を活かして遺構の復元展示を検討する。 ・復元する大手道は動線として利用可能な仕様を検討する。 ・発掘調査にて得られた知見は解説板およびARにて来訪者に説明する。 |
| | 城郭 | A-10 大手道 | <p>◆未調査部分であり遺構の遺存状況が把握できていないことから、隣接する土地所有者の理解と協力を得て、植生管理や雨水排水処理による現地形の保全と来訪者の安全確保を優先した整備を行う。また、大手道の表示等整備に向けて発掘調査を行う。</p> <p><調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の整備に向けて大手道の位置と構造、遺存状況を明らかにするための発掘調査を行う。 <p><保存を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨時に大手道が水路化することから、横断溝を適宜設け雨水の集中を抑制する。 <p><活用を目的とした整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) <ol style="list-style-type: none"> 1. 倒木による地形の改変が多発していることから、道沿いの樹木は定期的に管理を行い巨樹への成長を抑制する。既に巨樹化した樹木は順に伐採する。 2. 視点場を設定して斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行い、本丸などの主要な曲輪に向けての眺望を確保する。 ・視点場にベンチや解説板を設置する。 ・各種サインや木製階段は、老朽化したものから順次更新していく。 ・大手道が現道と別の位置に確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・赤坂口に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。 |
| 指定地外 | 城郭 | B 大手道 | <p>◆既存の道路を活かして城下と城郭の境界を顕在化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装に城下と城郭の境界を明示したサインを設置する。 ・アスファルト舗装を修繕する際は、カラーアスファルト舗装等にて仕上げ大手道の顕在化を図る。 |
| | 城下 | C D-1 大手道 | <p>◆発掘等各種調査により大手道の位置や遺存状況を明らかにして史跡の追加指定を目指す。さらに、埋没した本史跡の本質的価値を構成する諸要素の顕在化による景観復元を図る。</p> <p><北側：D-1></p> <p>町内の生活道路となっている部分は、今後もその機能を維持していく。シッケ地区や門の高(城戸口)などの発掘調査結果、惣構えなどについて解説する施設を設置する。登山道として多くの来訪者に利用されていることから、本整備に先立つ道路の簡易整備や誘導板の設置により利便性の向上を図る。</p> <p><南側：C></p> <p>路面が整備された道路については今後もその機能を維持していく。</p> <p>既指定地(A-9)から高屋敷までの約330mは、土地利用状況から統一した整備手法が採用できるため、来訪者にかつての雰囲気を追体験してもらう道路遺構の復元展示もしくは立体表示整備による景観復元を検討する。来訪者の利便性を確保する道路の簡易整備も視野に入れる。</p> |

| | | | |
|------|----|----------------------------|---|
| 指定地外 | 城下 | C D-1 大手道 | 高屋敷で大手道が2か所でクランクすることから、分岐点に誘導板を設置して利便性の向上を図る。高屋敷北側の市有地については、城下から城郭に向かう中継地にあることから、来訪者への案内や休憩等の整備(仮整備)を優先的に実施する。 |
| | | D-2 七尾城 登山口 駐車場 | ◆城下における見学路の起点として活用上必要な施設を整備する。 大手道に隣接していることから、山麓の城下から山上の城郭中心部に至る登山道の起点として令和2年度に駐車場を整備した。令和3年度には案内・休憩機能をもった便所や市内循環バスの停留所を設けることも検討する。実現すれば、本駐車場や電車から市内循環バスを利用する来訪者にとっても利便性が向上する。七尾城史資料館の老朽化にともない、ガイダンス機能の一部(展示・収蔵)や調査研究機能を兼ね備えた施設の建設を検討する。 |
| | | D-3 七尾城史 資料館・ 懐古館 | ◆既存施設の長寿命化や代替施設の建設によりガイダンス機能の存続を図る。 七尾城登山口駐車場の整備により、城下における駐車台数の確保に目処がついたものの、資料館を維持していくためには劣化診断や耐震診断を実施して必要な措置を講じる必要がある。資料館の取り扱いは、建物改修による長寿命化だけでなく、七尾城登山口駐車場にガイダンス機能の一部を有した施設の建設も選択肢に入れて検討する。 |



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-11 整備概念図(A-10、B地区)



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図5-12 整備概念図(A-9、C、D-1～3地区)